

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

「コメントの概要」及び「金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則
個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン	金融分野ガイドライン
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	振込詐欺救済法

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
犯収法施行規則関係		
1	情報の提供は、情報共有枠組みを通じてなされるものであることを、規則上も明確に規定すべき。	本改正は、金融庁が実施した預貯金口座不正利用対策高度化推進事業の補助事業者であるマネー・ローンダリング対策共同機構が運営する情報共有枠組みに係る法的根拠を措置するものです。
2	今回追加された第32条2項は犯収法第11条の委任に基づき具体的な内容を定めるもので、犯収法第11条は「次に掲げる措置を講ずるように努めなければならない。」との記述であることから努力義務と解される。これは預金取扱金融機関の業態、業務領域、規模、業容、ビジネスモデルや顧客構成等の特性等は多様であり、一律に義務として定めることが妥当ではないとの理解でよいか。	ご理解のとおり、改正後の犯収法施行規則第32条第2項は努力義務規定となります。
3	ファイナンスリース会社が対象ではないが、経産省やリース事業協会の自主規制・ガイドライン等で個別に対応がなされるのか。	預貯金口座が詐欺に係る被害金の受け皿やマネー・ローンダリングに悪用されるリスク等が特に高いことを踏まえ、預貯金取扱事業者を対象としています。
4	預貯金取扱事業者間に限定して情報共有が規定されているが、なぜそれ以外の事業者も含めないのか。	
5	貴金属取扱事業者及び宅地建物取引業者等他の特定事業者を所管する省庁はなぜ同様の措置を所管する特定事業者に規定しないのか。	
6	「詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認められた預金又は貯金口座」とは、「預貯金取扱事業者が」認めた場合を意味することでよいか。	ご理解のとおりです。
7	「詐欺その他の犯罪」とはどのような犯罪を意味	基本的に財産犯を想定しています。

	<p>するか。刑事罰の対象となる犯罪であればすべから く含まれるのか。</p>	
8	<p>「詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移 転に利用され、又はそのおそれがあると認めた預金 又は貯金口座」とは、振込詐欺救済法第3条1項が定 める「疑いがあると認めるとき」程度の内容であり、 振込詐欺救済法第4条1項が定める「疑うに足りる 相当な理由があると認めるとき」までの蓋然性は必 要がないとの理解でよいか。</p>	<p>その文言のとおり、振込詐欺救済法第4条第1 項の「疑うに足りる相当な理由」まで求めるもの ではありません。</p>
9	<p>実務上、取引モニタリングや不正検知・分析の高度 化の観点から、金融機関が当該業務の全部または一 部を外部に委託する形態（いわゆる委託構成）が広く 用いられている。</p> <p>この点に関し、本改正案においては、情報の受領後 に「整理・分析」を行い、必要な犯罪による収益の移 転防止のために必要な措置を講ずることが明記され ているところであるが、当該整理・分析が委託構成の 下で実施される場合、受託者において複数の金融機 関から提供を受けた情報を一定程度横断的に分析す ることができなければ、実質的な効果を発揮しにく い場面も想定される。</p> <p>そこで、今回の改正の趣旨を踏まえ、少なくとも以 下のような要件を充足する場合には、委託構成にお いても、受託者による同意不要の混合・分析（受託者 による混合・突合）について、実務上の萎縮を招かな い整理がなされるよう、配慮を求めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該混合・分析が、犯罪収益移転防止という法令 上の目的に厳格に限定されていること ・委託者である金融機関が、受託者の取扱いにつ いて十分な管理・監督を行っていること ・受託者による独自利用や営業目的への転用が一 切排除されていること ・分析結果の取扱いが、各金融機関の個別判断お よび措置に資する範囲に限定されていること 	<p>改正後の犯収法施行規則第32条第2項第1号 に基づく情報の提供は、預貯金取扱事業者の間で 行うことを規定しており、預貯金口座の情報を預 貯金取扱事業者以外の者に提供することは同号 に則った情報提供には当たりません。</p> <p>また、同項第2号に基づく情報の整理・分析等 は、同項第1号に基づく情報の提供を受けた預貯 金取扱事業者が行うことを規定しております。当 該預貯金取扱事業者が情報の整理・分析を外部事 業者に委託する場合、当該情報には個人データが 含まれるところであり、ご指摘の要件を充足する としても、複数の預貯金取扱事業者から委託を受 ける委託先にあつては各委託元から委託に伴っ て提供を受けた個人データを本人ごとに突合す ることはできません。個人情報保護法上、外部事 業者に対する委託と整理した上で、当該個人デー タを本人ごとに突合する場合には、各委託元にお いてそれぞれに対する第三者提供に関する本人 の同意を取得する等の対応を行う必要があります。</p>
10	<p>本改正は、預貯金取扱事業者間の不正利用口座情 報の共有に係る措置を整備するものであり、預貯金 取扱事業者以外の特定事業者・非特定事業者と協働 する不正利用情報の共有枠組みは、本改正の直接の 対象ではないものの、各事業者が、適正な取扱い及び 安全管理のために必要な措置を講じた上で、個人情 報保護法上適法な構成に基づき、当該枠組みを通じ</p>	<p>「預貯金取扱事業者以外の特定事業者・非特定 事業者と協働する不正利用情報の共有枠組み」の 指すところが必ずしも明らかではありませんが、 改正後の犯収法施行規則第32条第2項第1号に 基づき行われる情報提供ではない場合、個人情報 保護法や守秘義務等との関係において適法な情 報提供である必要があります。</p>

	て情報共有を行うことが、本改正により否定されるものではないとの理解でよいか。	
11	提供を受けた情報の整理や分析の方法は法定されておらず、提供を受けた預貯金取扱事業者の合理的な裁量に委ねられるとの理解でよいか。	基本的にはご理解のとおりですが、預貯金取扱事業者が改正後の犯収法施行規則第 32 条第 2 項第 2 号に基づく情報の整理・分析を他者に委託する場合、上記 No. 9 への回答をあわせてご参照ください。
12	第 32 条第 2 項第 2 号で提供を受けた情報については、預貯金取扱事業者内のシステムにおいても登録を行い、その際、グループ会社で一元管理をしている場合にはグループ会社のシステムに登録され、グループ会社（海外を含む）や、業務委託先にも情報が共有されることになる。犯収法施行規則では預貯金取扱事業者が対象になっているところ、預貯金取扱事業者を超えて情報が共有される（各拠点において疑わしい取引の提出に繋がる場合を含む）ことは妨げられないという理解でよいか。	改正後の犯収法施行規則第 32 条第 2 項第 1 号に基づく情報提供については、必要な態勢が整備された預貯金取扱事業者間に限り情報提供を許容する趣旨です。同号に基づき提供された情報については、同号に基づく提供を受けた預貯金取扱事業者において、自らが口座凍結等の措置を実施するか否かを判断するために必要な範囲で取り扱われることを想定しており、それ以外の目的で業務委託先に当該情報を提供することは想定していません。また、目的を問わず、グループ会社への共有は想定していません。
13	「当該預金又は貯金口座に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた」とは銀行法施行規則第 13 条の 6 の 5 や個人情報保護法第 23 条（金融分野ガイドライン第 8 条）に定める措置を意味するのか。	金融分野ガイドライン第 8 条に規定する安全管理措置等を想定しております。
14	「当該預金又は貯金口座に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた」の具体的な内容として監督指針案には例示がない。金融分野ガイドライン等で内容を例示される予定はあるか。	
15	「他の預貯金取扱事業者に提供する」情報として、どのような情報が想定されるか。また、「他の預貯金取扱事業者に提供する」情報には公知情報も含まれるか。	ご指摘の「他の預貯金取扱業者に提供する」情報は、「詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認められた預金又は貯金口座」に関する情報であって、
16	「当該預金又は貯金口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取引業者に提供すること」とあるが、その内容（項目）について FAQ 等で示してほしい。	「取引時確認等の措置を行うに際して必要なもの」がこれに当たるものであり、例えば、不正利用口座の口座名義人に関する情報（氏名、住所、生年月日等）、不正利用口座のある金融機関及び不正利用口座の口座番号等の口座特定に関する情報（口座番号等）、並びに不正利用口座と判断した理由等が想定されるところです。
17	第 32 条第 2 項第 1 号にいう「取引時確認等の措置を行うに際して必要なもの」には、氏名・住所・生年月日・口座番号等の文字情報のみならず、本人確認時に取得された顔特徴データ、本人確認書類画像、電話番号、メールアドレス、IP アドレス等、および、仕	その上で、具体的な内容については、各預貯金取扱事業者において適切に判断いただくべきも

	向振込データ、被仕向振込データ等のうち、不正利用口座の特定・検知に有用なものが該当するものと解されるとの理解でよいか。	のと考えております。
18	第32条第2項第2号に基づく整理・分析を行うに際し、預貯金取扱事業者が、適正な情報の取扱い及び安全管理措置（顔特徴データ等を取り扱う場合には個人情報保護委員会が公表する基準に整合する措置を含む）を講じた上で、No.17に掲げる情報を照合キーとして用いる手段を採用すること、並びに当該整理・分析の過程で第32条第1項に基づき自社で保有・取得する本人確認データその他の情報を参照することは、第32条第2項第2号にいう「整理・分析」及び「必要な措置」に該当するものと解されるとの理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、改正後の犯収法施行規則第32条第2項第2号の整理・分析は、預貯金取扱事業者が提供を受けた情報のみに依拠することなく、自ら保有する情報もあわせて勘案して行う必要があります。その上で、預貯金口座が不正に利用されるリスクを総合的に判断するとともに、当該リスクに見合った必要なリスク低減措置を講じることを求めています。
19	第32条1項1号に基づき機微（センシティブ）情報に当たる情報（犯罪情報等）を「他の預貯金取扱事業者に提供する」場合には、金融分野ガイドライン第5条1項1号、2号又は9号に該当するとの理解でよいか。	機微（センシティブ）情報に当たる情報（犯罪の経歴に関する情報等）を提供することは基本的には想定していません。 仮に提供することとなる場合でも、金融分野ガイドライン第5条第1項第1号に該当するものと考えられます。
20	「他の預貯金取扱事業者に提供する」方法は法定されておらず、提供者となる預貯金取扱事業者の合理的な裁量に委ねられるとの理解でよいか。	ご指摘の「他の預貯金取扱事業者に提供する」方法については、改正後の犯収法施行規則第32条第2項第1号に規定しているとおり、「情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた上」行うものであることから、こうした措置が確実に講じられる方法により情報の提供が行われる必要があると考えております。 このため、現時点では、金融庁が実施した預貯金口座不正利用対策高度化推進事業の補助事業者であるマネー・ローンダリング対策共同機構が運営する情報共有枠組みに参加した上で情報提供することを想定しています。
21	第32条第2項第1号の要件（情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた上で、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を、他の預貯金取扱事業者に提供すること）は、特定の運営主体の運営方式に固有のものではなく、当該要件を客観的に充足する複数の枠組みが並立し得るものとして整理されるとの理解でよいか。	ご指摘の情報の提供については、No.20への回答に記載のとおり、現時点では、金融庁が実施した預貯金口座不正利用対策高度化推進事業の補助事業者であるマネー・ローンダリング対策共同機構が運営する情報共有枠組みに参加した上で情報提供することを想定しておりますが、「適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」が確実に講じられる方法により情報の提供が行われるものであれば、法令上複数の枠組みが並立するこ

		<p>とを否定するものではありません。</p> <p>他方で、不正利用口座に係る情報の提供が一の枠組みの下で行われることは、口座不正利用対策の有効性及び効率性に資するものと考えられることから、金融庁としては、現時点では、上記のとおり、マネー・ローンダリング対策共同機構が運営する情報共有枠組みに参加した上で情報提供することを想定しております。</p>
22	<p>第 32 条第 2 項第 1 号にいう「適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」の具体的水準は、特定の運営主体の運営方式に固有の基準としてではなく、個人情報保護法及び個人情報保護委員会が公表するガイドライン・Q&A 等（顔特徴データ等を取り扱う場合に係る基準を含む）と整合する客観的・技術中立的な基準として整理されるものであり、当局においてその具体的水準をガイドライン等を通じてお示いただくことが、本改正の実効的運用及び No. 21 の確認事項に係る整理に資するとの理解でよいか。</p> <p>当該基準の策定に当たっては、利用目的の特定、データ最小化、保管期間の合理性、正確性の確保及び訂正・削除手続、安全管理措置、監査可能性・透明性等の原則が、本改正の制度趣旨並びに個人情報保護法を始めとする関係法令の趣旨と整合する形で踏まえらるるとの理解でよいか。</p>	<p>No. 13 及び 14 への回答のとおり、「適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」とは、金融分野ガイドライン第 8 条に規定する安全管理措置等を想定しております。</p>
23	<p>現在でも実務上の取り扱いとして預貯金取扱事業者間で口座保有者等について照会をすることがあり、各預貯金取扱事業者同士で個別に協定等を結ぶ、あるいは預貯金取扱事業者であることを確認することで、必要に応じ取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者に提供することが行われている。</p> <p>今般の改正において「当該預金又は貯金口座に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた上で」の「安全管理のために行う措置」に関して、マネー・ローンダリング対策共同機構に参加し、機構経由で行うことが該当すると思うが、それ以外にどのような方法が想定されるか。従来行われている前述の実務上の取り扱いもこれまで通り可能であるという理解で良いか。</p>	<p>ご指摘の情報の提供については、現時点では、金融庁が実施した預貯金口座不正利用対策高度化推進事業の補助事業者であるマネー・ローンダリング対策共同機構が運営する情報共有枠組みに参加した上で情報提供することを想定しております。</p> <p>ご指摘の「それ以外の方法」については、金融分野ガイドライン第 8 条に規定する安全管理措置等が確実に講じられる方法により情報の提供が行われる必要がありますが、一概にお答えすることは困難です。</p> <p>なお、ご指摘の現在行われている実務上の取り扱いについては、法的根拠を含め詳細が不明であるため、当否について回答することは困難です。</p>
24	<p>米国の Patriot Act Section 314 (b) では米国の金融機関同士が一定の手続を踏んでいれば AML/CFT 目</p>	<p>本改正は、米国の制度とはかかわりなく、預貯金取扱事業者が犯罪又は犯罪による収益の移転</p>

	<p>的で情報提供を行うことが可能で、金融機関の守秘義務も免除される。今回の改正は、我が国においても犯収法の適用を受ける預貯金取扱事業者が一定の枠組みの下で、犯罪収益の移転に利用され、又はそのおそれがあるとの調査・判断のための口座保有者等の情報照会の段階を含め当該事業者間の情報共有が可能であるとの理解でよいか。</p> <p>本改正においてマネー・ローンダリング対策共同機構を経由する方法のみが「安全管理のために行う措置」として認められる場合は、第32条第2項第1号にその旨を記載し、告示による指定とするなど明確にしていきたい。</p>	<p>に利用され、又はそのおそれがあると認めた預貯金口座に係る情報を、情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた上で、他の預貯金取扱事業者に提供すること等に努めることを義務付けるものです。</p> <p>その上で、ご指摘の情報の提供については、現時点では、金融庁が実施した預貯金口座不正利用対策高度化推進事業の補助事業者であるマネー・ローンダリング対策共同機構が運営する情報共有枠組みに参加した上で情報提供することを想定していますが、改正後の犯収法施行規則第32条第2項第1号に規定する「適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」が確実に講じられる方法により情報の提供が行われるのであれば、他の枠組みの下で行われることを否定するものではありません。</p>
25	<p>「当該預金又は貯金口座に関する情報の適正な取扱い」とは、具体的にどのような取り扱いを指すか。</p>	<p>提供する情報が改正後の犯収法施行規則第32条第2項第2号に定める目的以外に利用されないこと等を担保する取決め等に則った取扱いを想定しております。</p>
26	<p>「安全管理のために行う措置」とは、取引制限と理解して良いか。また取引制限以外であれば、具体的に例示いただきたい。</p>	<p>情報を提供する側の預貯金取扱事業者が情報の安全管理等のために行う措置であり、取引制限ではありません。</p> <p>No.13及び14への回答のとおり、金融分野ガイドライン第8条に規定する安全管理措置等を想定しております。</p>
27	<p>預貯金取扱事業者が、第32条第2項第1号に基づき、不正利用口座に関する情報のうち取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた上で、他の預貯金取扱事業者に対し提供することは、個人情報保護法第27条第1項第1号にいう「法令に基づく場合」に該当すると整理される余地があるのか。</p>	<p>改正後の犯収法施行規則第32条第2項第1号に規定する「適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」が確実に講じられる方法により情報の提供が行われるのであれば、個人情報保護法第27条第1項第1号に該当するものと考えられます。</p>
28	<p>「必要に応じ、犯罪による収益の移転防止のために必要な措置を講ずること。」とはどのような措置が含まれるか。</p>	<p>預貯金口座が不正利用されるリスクの程度に応じ、預金規定に基づく取引停止措置を含め、預貯金取扱事業者において適切な措置を講ずる必要があります。</p>
29	<p>犯罪者の口座として法人の口座情報が対象となる場合、当該法人の代表者等（実質的支配者を含む）の情報も「当該預金又は貯金口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なもの」</p>	<p>提供する情報の具体的な内容については、No.15～17への回答の例示も踏まえ、改正後の犯収法施行規則第32条第2項第1号に規定する「取引時確認等の措置を行うに際して必要なもの」を</p>

	<p>に該当すると考えられるところ、提供を受けた預貯金取扱事業者が行うべき当該情報の整理、分析と必要な措置においては、法人の名称のみ提供を受け、その法人の代表者等の情報の提供を受けていない場合に、情報の提供を受けたすべての法人の代表者等の調査までを求めるものではないという理解でよいか。</p>	<p>各預貯金取扱事業者において適切に判断いただくべきものと考えております。</p> <p>その上で、提供を受けた情報を整理・分析する手法等については、提供を受けた預貯金取扱事業者において口座不正利用のリスク等を踏まえ適切に対応いただくものと考えられます。</p>
30	<p>第32条第2項第2号の対象はマネー・ローンダリング対策共同機構から提供を受けた情報であって、当行が外国からの送金における日本での中継銀行として関与している送金で、外国に所在する送金銀行あるいは受取銀行から犯罪口座であるとの連絡を受けた情報を直接の対象とするものではないということでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>ただし、改正後の犯収法施行規則第32条第2項第1号に基づく情報の提供主体は預貯金取扱事業者であってマネー・ローンダリング対策共同機構ではありませんのでご注意ください。</p>
31	<p>「詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認められた預貯金取扱事業者における預金又は貯金口座情報」に関して、これは日本における犯罪収益移転防止法下の導入なので、海外での情報利用は想定されていないということでしょうか。</p> <p>同様にグローバル展開している金融機関の中には、各国で導入されている同様の枠組みの中で不正利用口座の情報を接することが考えられるが、それらは各国の制度の許容する範囲内の取扱いをするということでしょうか。</p>	<p>前段についてはご理解のとおりです。</p> <p>後段については、外国の制度の詳細を把握しておりませんが、外国の制度に基づき取得した不正利用口座の情報については当該外国の制度において認められた範囲で取り扱うこととなると考えられます。なお、当該情報に含まれる個人情報の取扱いに個人情報保護法が適用される場合には、個人情報保護法の規律を遵守する必要があります。</p>
32	<p>情報提供の対象となる犯罪収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認められた預金又は貯金口座というのは、警察からの凍結要請があった口座及び自主的な凍結判断をした口座が想定され、その場合には、すでに情報を提供した銀行においては当該口座は凍結済という前提でよいか。</p> <p>情報提供を受けた預貯金取扱事業者では、同一名義人口座があるかに加えて、過去にその口座へ自行から送金があったかを調べ、送金元の口座を被害者または共犯者の可能性がある口座という観点から情報を整理し、及び分析し、必要に応じ犯罪収益移転防止のために必要な措置を講ずることが求められているという理解でよいか。</p> <p>この場合、過去の送金の調査は行うものの、情報提供後に情報提供事業者の当該口座への送金があったとしても、当該口座は既に凍結されていることを前</p>	<p>改正後の犯収法施行規則第32条第2項第1号に規定する「犯罪収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認められた預金又は預貯金口座」については、例えば、警察の要請に基づく凍結や預貯金取扱事業者が法令や公序良俗に反するおそれがあると客観的・合理的に疎明可能であると判断し自主的な凍結の対象とした口座がこれに該当するものと考えておりますが、その規定上、対象となった口座がその提供時点で「凍結済」であることまで求めるものではありません。</p> <p>その上で、当該凍結の対象となる口座に係る情報提供を受けた預貯金取扱事業者において情報を整理及び分析するにあたっては、ご指摘の点に加え、当該口座からの被仕向送金の履歴有無も確認することが適当と考えられる他、口座不正利用の防止及び顧客保護の観点から、適切な対応が求</p>

	<p>提とすると、送金取組前に登録口座宛ての送金ではないことを全件都度送金実行前に確認する必要まではないということでしょうか。</p>	<p>められます。</p>
<p>33</p>	<p>(1) 我が国の内国為替制度に参加している資金移動業者について</p> <p>我が国の内国為替制度に直接参加している資金移動業者が存在するが、本改正は預貯金取扱事業者を対象とするため、当該資金移動業者は施行規則の対象外となる。このような資金移動業者は預貯金取扱事業者の ATM やインターネットバンクで当該資金移動業者名が表示され、その顧客口座(ウォレット)への振込が預貯金取扱事業者の預貯金口座への振込と区別なく可能であるところ、このような資金移動業者の顧客の口座(ウォレット)は本枠組みから外れるという理解でよい。その場合、詐欺被害防止の観点から、どのように同様の対策が取られるべきとお考えか。</p> <p>(2) 我が国の内国為替制度に参加していない資金移動業者について</p> <p>資金移動業者の特定の顧客の口座(ウォレット)への送金が詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあることが判明した場合、預貯金取扱事業者に口座を保有しているのは資金移動業者の顧客ではなく資金移動業者自身であるが、預貯金取扱事業者は、①預貯金取扱事業者における預貯金口座単位の対応として資金移動業者名義の口座への送金を一律に制限まですることが求められるのか、あるいは②当該資金移動業者に情報を開示した上でその特定の顧客の口座(ウォレット)について資金移動業者に対応を委ねるということでしょうか。②の場合、預貯金取扱事業者ではない業態に情報開示せざるを得ないが、それは妨げられないという理解でよい。</p>	<p>改正後の犯収法施行規則第 32 条第 2 項に基づく情報提供等の努力義務規定は、預貯金口座が詐欺に係る被害金の受け皿やマネー・ローンダリングに悪用されるリスク等が特に高いことを踏まえ、預貯金取扱事業者を対象としています。</p>
<p>34</p>	<p>預貯金取扱事業者において、法人口座に紐づく入金専用の仮想口座(バーチャル口座)等のサービスを提供しているようであるが、この仮想口座の番号については処理番号として扱い、預金又は貯金口座ではないという扱いがある。本改正で「預金又は貯金口座」のみが対象となるところ、この仮想口座番号を振込先口座として振り込みが行われるなど、仮想口座番号が詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の</p>	<p>ご指摘の仮想口座等のサービスを提供している各金融機関の具体的な取扱いが明らかではなく、一概に回答することは困難です。</p>

	<p>移転に利用され、又はそのおそれがある場合もあり、仮想口座番号についても預金又は貯金口座番号と同様の扱いをするべきではないか。</p>	
35	<p>(1) 第32条第2項において、「取引時確認等の措置」と規定しているが、この「取引時確認等」について定義がされていないが定義する必要はないか。</p> <p>(2) 第32条第2項柱書きにおいて「(『以下この条』において「預貯金取扱事業者」という。)」と規定しているが、同項柱書きの以下の部分及び第二号においては「預貯金取扱事業者」が用いられていないところ、『以下この条』ではなく『第一号』と特定して規定するのが適切ではないか。</p> <p>(3) 第32条第2項柱書きにおいて「次『の各号』に掲げる措置」と規定しているが、単に「次に掲げる措置」と規定するのが適切ではないか。</p>	<p>「取引時確認等の措置」は、犯収法施行規則第32条第1項第2号において定義されており、当該定義が今般新設する同条第2項に及ぶこととなります。</p> <p>その他、規定振りについては貴重なご意見として承ります。</p>
36	<p>詐欺や不正送金は銀行口座のみを経由するものではなく、クレジットカード発行業者、暗号資産交換業者、証券会社、資金移動業者等においても、不正アクセス、データ詐取、不正送金、不正口座・アカウント利用が増加している実態を踏まえると、金融特定事業者全体を視野に入れた情報共有の枠組みが中長期的に不可欠。</p> <p>まずは本改正により銀行間情報共有を確実に機能させ、その運用実績や課題を踏まえつつ、クレジットカード発行業者、暗号資産交換業者、資金移動業者、証券会社等へと段階的に対象を拡張していくアプローチが現実的かつ効果的であると考えます。金融特定事業者全体を含めた情報共有の在り方について、今後も継続的な検討が行われることを強く要望いたします。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
37	<p>ATM やインターネットバンキング等においては、振込の際に、振込先口座が法人の口座の場合、法人番号の提示がなされるように、国は、すみやかに、そのような機能が ATM やインターネットバンキング等において備わるように制度・ガイドライン等を作られたい。</p>	
38	<p>今やスマートフォンにはマイナンバーカードの読み取りアプリもある中で、地方銀行や信用金庫などではいまだに券面のみの確認で本人確認を済ませており、それが特殊詐欺の手段となってしまう。</p>	

	統廃合を促進すべき。	
39	金融会社のマネー・ロンダリング対策強化、ということだが、まず国行政の内部を綱紀肅正して、規範を示して頂きたい。	
40	これを理由に国民の金銭の流出入を監視が強められるのが嫌だ。	
41	口座売買と同様に、自己の身分証明書（マイナンバー、住民票）を他人に提供することを罪として、責任を負わせるべき。 また、法人登録するときについても、登録者の本人確認を厳格化し、虚偽の住所での登録や他人の名義での登録をさせないようにする必要がある。 刑罰に関しても、犯罪被害の金額に応じて、懲罰的な罰金を取るなどを行わなければ詐欺は止められない。	
42	実効性を高めるためにも、預貯金口座付番制度を今の任意制から義務制に速やかに移行すべきではないか。	
監督指針関係		
1	「上記の情報共有枠組みへ参加して不正利用口座に関する情報を適切に提供し、かつ、提供を受ける体制を整備する」とあるが、マネー・ロンダリング対策共同機構が運営する不正利用口座の情報共有枠組みへの参加は義務ではないことを確認したい。例えば、クリアストリームやユーロクリアといった外資系銀行に対して不正利用口座の情報共有枠組みへの参加を義務付けることが、マネー・ロンダリング対策の観点から意味があるとは思われないため。	今回改正により追加する犯収法施行規則第 32 条第 2 項は努力義務規定です。 その上で、預金取扱金融機関における口座不正利用対策に抜け穴が生じないように、原則としてすべての預金取扱金融機関が情報共有枠組みに参加することを想定しています。 ただし、口座開設者が金融機関に限られる等、金融機関の個別事情によっては情報共有枠組みに参加しないことに合理性が認められる場合もありうると考えられます。
2	主要行等向け監督指針Ⅲ-3-1-3-1-2「主な着眼点」(5)に関し、当行がマネー・ロンダリング対策共同機構が運営する不正利用口座の情報共有枠組みに参加していない場合であっても、以下に掲げる措置を講じているときには、同項において求められている「必要な措置」を講じているものと整理して差し支えないか。 (1) 当行において、公法人等、口座が不正利用されるおそれがないと考えられる顧客類型を特定し、当該類型に該当する限られた顧客の預金のみを受け入れる (2) 実際の口座開設時においても、不正利用され	「口座が不正利用されるおそれがないと考えられる顧客類型」が何を指すか、個別具体的な事例に即して検討する必要がありますが、口座開設者が金融機関に限られる等、金融機関の個別事情によっては情報共有枠組みに参加しないことに合理性が認められる場合もありうると考えられます。

	<p>るおそれがないことを個別に確認する</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)が遵守されていることを定期的に第二線又は第三線が確認する</p> <p>(4) 実際に不正利用が発生していないことを継続的にモニタリングする(モニタリングできないほどの多数の預金口座の開設は想定されない)</p> <p>(5) 上記(1)から(4)を顧客の受入れに関する方針として定める</p>	
3	<p>2段落目に記載されている「上記の情報共有枠組みへ参加して不正利用口座に関する情報を適切に提供し、かつ、提供を受ける体制を整備する」との文言について、1段落目に記載されている「全国銀行協会の100%出資子会社であるマネー・ローンダリング対策共同機構が運営する不正利用口座の情報共有枠組みへの参加」を検討し、実際に参加した場合に体制を整備することを想定しているのか。</p>	<p>マネー・ローンダリング対策共同機構が運営する不正利用口座の情報共有枠組みへ参加した上で、自らが有する不正利用口座に関する正確な情報を速やかに共有し、かつ、他の金融機関から提供を受けた不正利用口座に関する情報を速やかに整理・分析して必要に応じリスク低減措置を講じることができる体制を整備することを意図しています。</p>
4	<p>不正利用口座の情報共有枠組みについては、現時点では業務要件や運営ルール、システム仕様等が確定していないものと理解しており、これに伴い、参加に要する費用負担や実務負荷についても、金融機関側で十分な見通しを持てる状況には至っていないと考えられます。</p> <p>このような状況下で、監督指針において当該枠組みへの参加が明示的又は事実上求められるかのような記載がなされる場合、制度の成熟度や実効性を見極める余地なく対応が求められる事項となるおそれがあります。また、法人顧客のみを対象とし、取引先が限定されている金融機関など、業態やビジネスモデルにより口座不正利用リスクが相対的に低い金融機関も存在します。こうした金融機関に対しても一律に当該枠組みへの参加を求めることは、リスクベース・アプローチの観点から必ずしも合理的とは言えない場合があります。</p> <p>加えて、当該枠組みにおいては、顧客に係る情報を当局ではなく業界団体に提供することが想定されていることから、個人情報保護や守秘義務との関係を含め、どのような法的根拠に基づき、いかなる範囲・条件で情報提供が可能と整理されているのかについても、明確に示されることが重要であると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、各金融機関が自らが提供するサー</p>	<p>預貯金口座を不正利用する特殊詐欺の被害状況等に鑑みれば、すべての預貯金取扱事業者が情報共有枠組みに参加することが適切と考えています。</p> <p>法人口座の悪用例も多数あることから、法人顧客のみを対象としていることをもってリスクが低いとは評価し難い一方、口座開設者が金融機関に限られる等、金融機関の個別事情によっては情報共有枠組みに参加しないことに合理性が認められる場合もありうると考えられます。</p> <p>また、今回の改正内容は、不正利用口座の情報共有枠組みが稼働開始する2027年4月1日に適用開始することとしており、所要の法的根拠を措置することとあわせ、監督当局の期待を早期に明らかにすることで、金融機関が不正利用口座の情報共有枠組みに参加するための準備を計画的に進めていただくことに資するものと考えます。</p> <p>なお、不正利用口座の情報は、預貯金取扱事業者間で共有されるものであり、業界団体へ提供するものではありませんのでご留意ください。</p>

	<p>ビスや商品に係るリスクを踏まえたうえで、その業態・規模・リスク特性や、当該枠組みの整備状況等を総合的に考慮し、取組の一例としての不正利用口座の情報共有枠組みへの参加の要否を検討することが可能となるような記載について、ご検討いただきたい。</p>	
5	<p>マネー・ローンダリング対策共同機構への参加を推奨する法意とも読み取れるが正しい理解か。</p> <p>また、上記共同機構に参加しない場合、相応の必要な措置を講じていけばよいという理解で良いか。</p>	<p>マネー・ローンダリング対策共同機構が運営する不正利用口座の情報共有枠組みへの参加を求める趣旨です。</p> <p>マネー・ローンダリング対策共同機構は、金融庁が実施した預貯金口座不正利用対策高度化推進事業の補助事業者であり、当該枠組みの運営主体となります。</p>
6	<p>「全国銀行協会の100%出資子会社であるマネー・ローンダリング対策共同機構が運営する不正利用口座の情報共有枠組みへの参加」と記載があるが、当該機構に関する記載部分を削除するか、記載するのであれば、当該機構を「不正利用口座に係る情報を共有する枠組み」として公的に認定していただきたい。</p> <p>また、公的に認定したうえで、金融庁として当該機構が運営する枠組みへの参加を求めるのであれば、それに伴って各金融機関が負担することとなる加盟料や運営費用、システム関連費用等について補助金などの軽減措置を実施していただきたい。</p>	<p>マネー・ローンダリング対策共同機構は、金融庁が実施した預貯金口座不正利用対策高度化推進事業の補助事業者であり、不正利用口座の情報共有枠組みの運営主体となります。</p> <p>不正利用口座の情報共有のためのシステム構築経費に対する当該高度化推進事業による補助金に加え、多数の金融機関が当該枠組みに参加することにより、一金融機関当たりの参加コストの低廉化が図られると考えています。</p>
7	<p>主要行等向け監督指針案Ⅲ-3-1-3-1-2 (5) 及び中小・地域金融機関向け監督指針案Ⅱ-3-1-3-1-2 (5) の関連着眼点の解釈について、監督指針案上の上記着眼点は、当該枠組みへの参加を当該着眼点（「口座の不正利用による被害防止のあり方」）の射程に含まれるものの一つとして位置付けるものであり、預貯金取扱事業者が、規則第32条第2項第1号の要件を客観的に充足する他の枠組み（例えば、複数の預貯金取扱事業者間において、第三者の運営主体又は情報処理サービス事業者の提供する技術基盤等を活用して構築される情報共有スキーム等）に参加することによっても、当該監督上の着眼点を満たし得るとの理解でよいか。</p>	<p>情報提供の対象となる預貯金口座に係る情報が複数の枠組みの下で分散することは口座不正利用対策の有効性及び効率性を低下させることから、金融庁が実施した預貯金口座不正利用対策高度化推進事業の補助事業者であるマネー・ローンダリング対策共同機構が運営する情報共有枠組みに参加した上で情報提供することを想定しています。</p>
8	<p>マネー・ローンダリング対策共同機構が運営する不正口座の情報共有枠組みへの参加については犯罪被害防止対策に有効と考えるものの、実質、全国規模で共有する仕組みがこの枠組みしか想定されない状</p>	<p>今回の改正内容は、不正利用口座の情報共有枠組みが稼働開始する2027年4月1日に適用開始することとしており、時期尚早とは考えていません。</p>

	<p>況の下、枠組みにおける参加費用、連携方法等未定の状態で明文化することは時期尚早と考える。</p> <p>また、コストやシステム面での課題の他、制度への参加によりこれまでの警察庁凍結リストを大幅に上回る対象者が自金庫顧客にヒットするものと想定され、調査や判断にかなりの労力や調査、高度な判断が必要と思われ、態勢整備と合わせた導入判断が必要になることから、利用方法、内容等がはっきりしない段階で例として不明確な制度一つに絞り記載するのであれば、枠組みへの参加以外の情報共有の方法についても例示いただくか、「参加を含め」を「参加等を含め」とするなど参加が必須でないことを明文化していただきたい。</p>	<p>むしろ、監督当局の期待を早期に明らかにすることで、金融機関が不正利用口座の情報共有枠組みに参加するための準備を計画的に進めていただくことに資するものと考えています。</p>
9	<p>監督指針改正案について、「特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺」とあるが、警察庁は令和8年4月からSNS型投資・ロマンス詐欺を特殊詐欺の一手口として位置付ける旨公表している。単に「特殊詐欺」とする方が政府部内・省庁間で平仄のとれた表現となるのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ「特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺」を「特殊詐欺」に修正いたします。</p>
10	<p>不正利用口座情報共有システムへの参加時期は、共同機構側の規則改正やキャパシティの制約を受けると認識しており、監督指針の改正時点（2027年4月）では当該システムへ参加できない系統金融機関（農協・農業協同組合連合会および漁協・漁業信用農業協同組合連合会）が生じるが、その場合でも支障はないか。</p>	<p>監督指針の適用開始時点において、他律的制約のため情報共有枠組みに参加できない金融機関におかれては、当該枠組みの運営主体であるマネー・ローンダリング対策共同機構における受入態勢が整い次第速やかに参加できるよう、同機構と協議、調整を進めていただければ、特段差し支えありません。</p>
11	<p>「その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座等についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。」と記載がある。</p> <p>共同機構の情報共有枠組みを通じて不正利用口座の情報を受領する他、各金融機関による取組を通じて不正利用口座を特定する際に実施する「取引状況の調査」として想定される「必要な措置」の具体的な内容および基準についてご教示願いたい。</p>	<p>改正後の犯収法施行規則第32条第2項第2号に規定するとおり、預貯金取扱事業者は提供を受けた情報のみに依拠することなく、取引状況等の自ら保有する情報もあわせて勘案して整理及び分析することにより預貯金口座が不正に利用されるリスクを総合的に判断するとともに、当該リスクに見合った必要なリスク低減措置を講じることが求められます。</p>
12	<p>預貯金取扱事業者が整備する体制の内容は、利用するサービス（業務高度化支援サービス、AIスコアリングサービス）ごとに異なることでよいか。</p>	<p>ご指摘のサービスは為替取引分析業等に係るものであり、不正利用口座の情報共有枠組みとは関係がありません。</p>